

令和4年12月5日

ST マーク使用許諾契約者 各位

一般社団法人 日本玩具協会

ST マーク使用許諾契約料の改定のお知らせ

皆様には、当協会の玩具安全事業の推進にご協力を頂いておりますことに御礼申し上げます。

ST マーク使用許諾契約料につきましては、平成元年(1989年)に改定して以降、33年間、料金水準を維持してきましたが、このほど、令和4年10月4日の理事会におきまして、令和5年4月契約分から20%値上げすることが決定されました。

なお、新規契約者に係る、「玩具安全共済補償(旧共済)」の掛金(新規契約後3年間)も、同額の引き上げとなります。

改定後のST マーク契約料につきましては、別添資料をご参照下さい。

皆様には、ご負担を頂くことになり大変恐縮ですが、ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

担当:日玩協事務局 五十嵐・小林

電話 03-3829-2513

玩具安全マーク使用許諾手数料（改定後）

自社ブランドのST対象玩具取扱高 + (非ST対象玩具+それ以外の取扱高)×0.1	会員契約料		非会員契約料	
～1億円未満	18,000		36,000	
1億円以上～2億円未満	36,000		72,000	
2億円以上～5億円未満	72,000		144,000	
5億円以上～10億円未満	108,000		216,000	
10億円以上～20億円未満	180,000		360,000	
20億円以上～30億円未満	300,000	※自社ブランドの ST対象玩具 の取扱高	600,000	※自社ブランドの ST対象玩具 の取扱高
30億円以上～40億円未満	360,000		720,000	
40億円以上～50億円未満	480,000	10億円未満 240,000	960,000	10億円未満 480,000
50億円以上～60億円未満	600,000		1,200,000	
60億円以上～70億円未満	720,000	10億円以上 ～20億円未満 360,000	1,440,000	10億円以上 ～20億円未満 720,000
70億円以上～80億円未満	840,000		1,680,000	
80億円以上～90億円未満	960,000		1,920,000	
90億円以上～100億円未満	1,080,000		2,160,000	
100億円以上～150億円未満	1,200,000		2,400,000	
150億円以上～200億円未満	1,800,000		3,600,000	
200億円以上～250億円未満	2,400,000		4,800,000	
250億円以上～300億円未満	3,000,000		6,000,000	
300億円以上～350億円未満	3,600,000		7,200,000	
350億円以上～400億円未満	4,200,000		8,400,000	
400億円以上～450億円未満	4,800,000		9,600,000	
450億円以上～500億円未満	5,400,000		10,800,000	
500億円以上	6,000,000		12,000,000	

(注) 手数料は契約更新時に毎回支払うものとし、別途消費税が加算される。

※自社ブランドとは、ST使用許諾契約者が製造・輸入等により取扱う商品をいう。